

筑西市立関城中学校【いじめ防止基本方針】

筑西市立関城中学校

1 目 的

児童（生徒）の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

＜いじめ防止対策推進法第2条より抜粋＞

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等の基本理念

＜いじめ防止対策推進法第3条より抜粋＞

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするためいじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 未然防止のための取組

(1) わかる授業づくりによる未然防止

- ① 一人一人を大切にした授業
 - ・すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫
- ② 授業公開による授業改善
 - ・要請訪問等による授業研究の実施及び指導主事等による校内研修会の実施
 - ・すべての教員の公開授業及び相互授業参観
 - ・他教科の教員による助言や指導
- ③ 授業規律の向上
 - ・3分前入室，1分前着席
 - ・授業の正しい姿勢
 - ・学習の約束の徹底

(2) 生徒との信頼関係の構築

- ① 自己決定・自己実現の機会の充実
 - ・生徒の主体性を育む行事運営・特別活動
 - ・計画的なキャリア教育の推進
- ② 道徳教育の充実
 - ・規範意識の高揚
 - ・思いやりの心を育む道徳教育の実践
- ③ 生徒会活動の充実
 - ・「せきじょう」（世 清掃は無言でやろう き きちんとした服装をしよう じ 自分からあいさつをしよう よ 余裕をもって行動しよう う 歌を大きな声で歌おう）を合い言葉とした学校全体での取組

- ・安全タスキ，ヘルメットの標語づくりと，のぼり作成等による規範意識の高揚
- ・「いじめストップ！絆づくりプロジェクト」の取組（生徒主体の全校絆フォーラム，セルフコントロール力を高める無言清掃，関城地区3校合同キャラクター「ストップさん・絆さん」の活用）を継続推進する。

【絆フォーラムにおける全校討論で生み出された3つのキーワード】

- ・いじめやSOSに**気づく**
- ・互いの個性を**認める**
- ・いじめやSOSを**知らせる**

- ④ 部活動による人間関係，社会性の育成
- ・異学年による交流により自ら気づく・学ぶ機会の創造及び社会性の向上
 - ・運動面での技術，体力の向上，文化面での技術，創作力の向上

(3) 小中一貫教育による社会性の構築

- ① 生活習慣7項目の作成により9年間の連続性
- ② 小中連携あいさつ運動の実施（母校でのあいさつ運動を行う）

(4) 保護者との信頼関係の構築

- ① P T A総会等においていじめ問題に対する学校の取り組みの説明
- ② 授業参観・懇談会・P T A研修会等において個別相談の機会を設定

(5) 地域との信頼関係の構築

- ① 「学社連携会議」を活用しての積極的な意見交換
- ② 「学校評議員会」におけるいじめ問題の情報公開と意見交換
- ③ 「いじめ問題対策連絡協議会」による対策会議及び意見交換
- ④ 「大人と子どもの対話集会」による社会性の育成

5 早期発見のための取組

(1) 生徒との信頼関係の構築

- ① 適切な情報収集
 - ・定期的なアンケート調査（月1回，各学級）
 - ・チェックリストの活用（学期1回）
 - ・Q Uテスト（5月，11月）による学級満足度調査及び分析
 - ・連絡帳「輝関ノート」を毎日記入し，生徒の変化のチェック
 - ・出席，健康観察による体調，様子の変化のチェック
- ② 相談体制の充実
 - ・定期教育相談の積極的活用（5月，10月，2月）
 - ・二者，三者面談の活用
 - ・学年会における生徒指導共通理解の徹底
 - ・目安箱の設置，設置場所の工夫（生徒会室の他，心の教室，保健室など）
 - ・スクールカウンセラー，心の教室相談員の有効活用
 - ・生徒会を中心としたピアサポート活動体制づくり

(2) 保護者との信頼関係の構築

- ① 各種広報誌を活用しての情報公開
- ② 授業参観・懇談会・P T A研修会等を活用しての情報交換
- ③ 各学期の初めにチラシを配付するなどにより，「相談機関の案内」，「いじめ・体罰解消サポートセンター」，「いじめネット目安箱」等の各種相談機関の周知

(3) 地域との信頼関係の構築

- ① 学校便り等を活用しての情報公開
- ② 学校評議員会におけるいじめ問題の検討
- ③ 「学社連携会議」による気になる児童生徒の早期の把握
- ④ 「いじめ対策連絡協議会」による早期の把握及び対策

6 関係諸機関との連携

- (1) 校内での連携
 - ① 心の教室相談員
 - ② スクールカウンセラー
- (2) 保護者との連携
 - ① 保護者へのアンケート調査の実施（7月，12月）
 - ② P T A教育講演会やメディア教育研修会の開催
- (3) 小中一貫教育
 - ① 小中一貫教育による教育の一貫性の確立
 - ② 児童生徒の情報交換による早期の把握及び対策
- (4) 外部機関との連携
 - ① 教育委員会
 - ② 市教育相談室
 - ③ いじめ・体罰解消サポートセンター
 - ④ 筑西児童相談所
 - ⑤ 市家庭教育相談員
 - ⑥ 青少年相談員
 - ⑦ 民生委員・主任児童員
 - ⑧ 市要保護生徒対策地域協議会
 - ⑨ 藤ヶ谷駐在所・筑西警察署生活安全課

7 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等，（いじめの防止，いじめの早期発見，いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うために，いじめ防止等対策委員会を組織する。

- (1) いじめ防止等対策委員会
 - ① 本委員会の構成員は，校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事，特別支援教育コーディネーター，養護教諭で構成する。
 - ② 本委員会は，毎月1回定期的に開催するほか，必要に応じて適宜開催する。
- (2) いじめ問題対策連絡協議会
 - ① 本協議会の構成員は，下記の通りである。
学校（校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事，特別支援教育コーディネーター，養護教諭）P T A会長，学校評議員，主任児童員，保護司，青少年相談員，警察官，各小学校長，生徒指導主事で構成する。
 - ② 本委員会は，学期1回定期的に開催している学社連携生徒指導連絡協議会（関城中ブロック）と共催する。また，必要に応じて適宜臨時開催し，場合によって校長が小委員会を招集する。

8 いじめ事案への対応

- (1) いじめへの対応
 - ① いじめの事実を確認する。
 - ② いじめ防止対策委員会を開催する。
 - ③ 加害生徒，被害生徒への指導と学級等の集団への指導を実施する。（観衆や傍観者への対応）
 - ④ 加害生徒，被害生徒の保護者への連絡及び助言を行う。
 - ⑤ 市教育委員会へ報告する。
 - ⑥ いじめを受けた生徒の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。
 - ⑦ 加害生徒への再発防止指導を実施する。
 - ⑧ 再発防止のための見守り体制を充実させる。
- (2) ネットいじめへの対応
 - ① ネット上のいじめの事実を確認する。（携帯電話，パソコン，ゲーム機などの機種，ライン，メール，2チャンネル，ツイッター，フェイスブックなどの方法の応じ，デジカメ，プリントアウトで内容を保存する）

- ② ネット上の書き込みの削除要請をする。(加害者への指導, ネット管理者への削除要請, 警察へのネット削除依頼)
- ③ いじめ防止対策委員会を開催し, 対応を協議する。
- ④ 加害生徒, 被害生徒への指導と学級等の集団への指導を実施する。
- ⑤ 加害生徒, 被害生徒の保護者への連絡及び助言を行う。
- ⑥ 市教育委員会へ報告する。
- ⑦ いじめを受けた生徒の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。加害生徒への再発防止指導を実施する。
- ⑧ 再発防止のため, 学級, 学年集会, 全校集会での指導及び見守り体制(ネットパトロール)を充実させる。

9 重大事態への対処

- ① いじめにより児童等の生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(自殺の企図, 身体への重大な傷害, 金品等の重大な被害, 精神性疾患の発症等)
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある認めるとき。(年間30日を目安とする。ただし, 日数だけではなく, 児童生徒の状況等, 個々のケースを十分把握すること。)

(1) 重大事態の調査と報告

- ① いじめを背景とした重大事態については, 学校は以下のことを詳細にかつ速やかに調査し, 「いじめ重大事態報告書」にて教育委員会に報告する。

- | | | |
|--------------|-------------|-------------|
| ・いじめが行われた期間 | ・加害者と被害者の氏名 | ・いじめの態様 |
| ・いじめを生んだ背景事情 | ・児童生徒の人間関係 | ・学校や教職員の対応等 |

- ② 報告後, 教育委員会からの指導を受け, 適切に対処する。

(2) 学校主体の調査について

<①の場合>

- ・速やかに教育委員会に連絡し, 教育委員会の指導のもと適切に対処する。
- ・事実関係を明確にするための調査(質問票, 聴き取り調査)を実施する。
- ・いじめ防止対策委員会を開催する。
- ・いじめを受けた生徒, 保護者及びいじめ防止対策委員会へ調査結果の情報提供を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるべきときは適切に所轄警察署との連携を図る。
- ・懲戒, 出席停止制度を適切に運用する。
- ・被害生徒の心のケアと加害生徒への再発防止指導を実施する。
- ・いじめ防止対策委員会の継続事案とし, 見守り体制を構築する。

<②の場合>

- ・被害生徒の心のケアを実施し, 出席扱い等の措置を弾力的に行う。
- ・家庭訪問等により, 心の安定と学習機会の継続を図る。
- ・被害生徒及び保護者に対し, 学校での調査内容を提供する。個人情報への扱いは十分配慮する。
- ・加害生徒の指導はもちろん, 学校全体として再登校に向けた環境調整に努める。場合によっては, 被害生徒を守るための転校措置も検討する。

10 いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために, 基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。